

エントラント 及び 関係者 各位

CATERHAM CUP JAPAN2026 TECHNICAL REGULATION

の追加について

①CATERHAM CUP JAPAN2026 シリーズ TECHNICAL REGULATION 「第4条エンジン」 4-3-3 項を変更し
下記内容を即時適用する。

変更前

4-3-3 マフラー及び排気管

排気管への耐熱材の巻き付け、塗布が許される。

但し、キャタライザーに於いては、純正キャタライザーの確認が出来るようプレート部分には、巻き付け、塗布をせず、確実に取り付ける事。

キャタライザー、エキゾーストマニホールド、サイレンサー、マウントの改造、変更は認められない。

また他車種からの流用も許されない。

(例:SEVEN160 マフラーを SEVEN170 に装着等)

変更後

4-3-3 マフラー及び排気管

変更・改造は許されない。但し、排気管への耐熱材や放熱剤の巻き付け、塗布が許される。

キャタライザー及びサイレンサーに於いては、純正キャタライザー及びサイレンサーの確認が出来るようプレート部分には、巻き付けや塗布をせず、確実に取り付ける事。

キャタライザー、エキゾーストマニホールド、サイレンサー、マウントの改造、変更は認められない。

また他車種からの流用も許されない。

(例:SEVEN160 マフラーを SEVEN170 に装着等)

②CATERHAM CUP JAPAN2026 シリーズ TECHNICAL REGULATION 「第 4 条エンジン」 4-3-5 項を追加し
下記内容を即時適用する。

追加

4-3 吸気・排気系統

4-3-5 吸気配管

変更・改造は許されない。但し、吸気管への耐熱材や放熱剤の巻き付け、塗布が許される。

耐熱材については固い材質は認められない。

耐熱材の固定は確実に行わなければいけないが、過剰な固定方法とみなした場合、固定変更の指示をする場合がある。

③CATERHAM CUP JAPAN2026 シリーズ TECHNICAL REGULATION 「第 4 条エンジン」 4-4-4 項を変更し
下記内容を即時適用する。

変更前

4-4 冷却系統

4-4-4 配管

改造、変更は許されない。

但し、水温計測を目的とした追加メーターを取り付ける為の最小限の配管の改造は許される。

変更後

4-4 冷却系統

4-4-4 配管

改造、変更は許されない。但し、水配管への耐熱材や放熱剤の巻き付け、塗布が許される。

水温計測を目的とした追加メーターを取り付ける為の最小限の配管の改造は許される。

以上